

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ: 食品・飲料産業が ESG 関連課題に対応しながら中国市場で発展するためには

ESG 対応は全ての産業にとって喫緊の課題となっていますが、なかでも食品・飲料産業の炭素排出量は世界全体の4分の1と、最も排出量の多いセクターとなっていることから、取り組みに対するステークホルダーの関心が高いセクターとなっています。本稿では、中国国内市場に展開する日本企業がこれらの要求に対応するにあたって関心あると思われる政策や立地などについてご紹介します。

1. 上場企業とそのサプライヤーに求められる ESG 対応

日本の上場企業にとって、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に基づく気候関連情報の開示や、CDP の気候変動質問書への対応など、ESG のうち環境に関する対応は喫緊のものです。今後数年のうちに環境関連情報などの非財務情報について、連結子会社を含んだ範囲での第三者保証が求められることが検討されており、企業には抜本的な対応が求められています。また、これらの企業に製品やサービスを提供する立場のサプライヤー企業にとっても、顧客企業からの要求に対応できないと、継続的な取引を危ぶまれる事態になりかねません。

一方で日本企業がこれまで磨いてきた温室効果ガス排出量削減・省エネ・低公害などの技術を活用することにより、環境対応投資が企業に ESG スコアの上昇を企業にもたらすという面もあります。これらを総合的に検討し、顧客や資金調達先などのステークホルダーに選ばれる企業となることを目指していく必要があります。

2. 食品・飲料産業に対する ESG 発展の意義

近年、中国では食品・飲料産業に関連する政策が発表されておきます。これらには食品安全、健康的な食事、環境にやさしい食料、環境を考慮した包装等の重要な ESG 課題が含まれており、食品・飲料産業において環境にやさしい方法で持続可能な発展することを推進しています。

2021年1月、世界経済フォーラムは「ネットゼロエミッションへのチャレンジ(Net-Zero Challenge: The supply chain opportunity)」¹を発表し、原材料から最終消費財までをカバーする8つの業界の炭素排出量を算出しました。その中で、食品・飲料産業の温室効果ガス排出量は世界の4分の1を占めており、建設業やアパレル業界を上回る、最も排出量の多いセクターとなっています²。このことから、食品飲料産業において ESG に対する要求が高まっていくことが想定されます。中国市場に展開する日本企業にとっては、次のような対策が活用できます。

- (1) 企業の発展戦略と地元政府の政策を組み合わせ、ESG 理念を企業の発展計画に入れます。環境関連の関連産業優遇措置がある地域に工場を設立することで、環境関連投資による短期的な利益減の影響を減らすことができます。
- (2) 研究開発を強化することによりエネルギー消費量を減らし、市場競争力を高めます。ハイテク企業認定及び研究開発費の加算控除等の関連税制優遇政策を合理的に利用することで、企業税務管理の効果を最適化することができます。

3. 広東省主要産業園区の環境と優遇政策

以下では、食品・飲料産業に適した広東省主要産業園区の投資環境と優遇政策、現行の食品飲料産業に適用される主な税制優遇政策をまとめました。

- (1) 広東省食品飲料産業園区の投資環境と優遇政策
広東省食品飲料産業園区には政府支援策があり、サプライチェーンが充実している広東省の食品・飲料産業は資源の優位性、外資や先進技術を活用し、世界的に著名な企業を含む食品飲料産業クラスターを形成しています。広東省における主な食品飲料産業園区は以下の通りです。

¹ ボストン コンサルティング グループ(BCG)

<https://www.bcg.com/ja-jp/press/29january2021-supply-chain-decarbonization-offers-game-changing-opportunity-to-fight-climate-change>

² Net-Zero Challenge: The supply chain opportunity P12, fig5

https://www3.weforum.org/docs/WEF_Net_Zero_Challenge_The_Supply_Chain_Opportunity_2021.pdf

① 中国（三水）国際水都飲料食品基地

広東省のビール年間生産量は 408 万トンで、そのうち中国（三水）国際水都飲料食品基地は約 160 万トンを占めています。つまり、広東省で生産されるビールの 4 本に 1 本が中国（三水）国際水都飲料食品基地で生産されたものなのです。

中国（三水）国際水都飲料食品基地は三本の川の合流点に位置し豊富な水資源を持つ、華南地域の世界的な食品飲料産業集積地域です。2021 年に広東省初の食品飲料産業園と評価された食品飲料産業クラスターの中心地であり、国内外 100 社以上の著名食品飲料メーカー及び関連産業が立地しています。中国（三水）国際水都飲料食品基地の開発面積は 1,800 ヘクタール（2.8 万ム）超、2021 年工業生産総額は約 510 億元という規模です。

今後、規模をさらに拡大し、園区面積を 2,900 ヘクタール（4.33 万ム）とする予定です。中国（三水）国際水都飲料食品基地は既存の食品飲料だけでなく健康産業など高機能な製品の提供も可能な高度な食品飲料クラスター、「水経済」を構築します。

中国（三水）国際水都飲料食品基地の関連優遇政策は以下の通りです。

対象	区内で登録され法令に基づき正しく納税している、市場シェアと競争力を持ち、幅広い発展が見込まれる高成長企業。
優遇政策	1. 企業の区内年間営業収入が初めて 10 億元、30 億元、50 億元、100 億元に達する場合、それぞれ最高 30 万元、200 万元、500 万元、1,000 万元の奨励金が支給されます； 企業が M&A 再編、或いは連結決算によって、営業収入が初めて 10 億元、30 億元、50 億元、100 億元に達する場合、それぞれ最高 15 万元、50 万元、150 万元、300 万元の奨励金が支給されます； 2. 生産開始後、年間営業収入が 1 億から 5 億元、3 年連続的な成長且つ倍増を実現できた企業に対して、1 回に限り 15 万元の奨励金が支給されます； 3. 企業の納税金額が持続的に増加し、年間実際納税金額（免税控除還付及び輸出還付を除く）が 1,000 万元に達し、且つ前年比 20%以上増加した場合、100 万元の増加対し 5 万元の奨励金が支給されます； 4. 工業情報化部の「製造業単項製品優勝模範企業」「製造業単項優勝模範製品」の称号を獲得した場合、1 回に限り 200 万元を奨励します。工業情報化部の「製造業の単項優勝製品育成企業」の称号を獲得した場合、1 回に限り 100 万元を奨励します； 5. 企業自社とブランドの商標の保護を支援するため、企業が原告として国内外の商標権侵害訴訟に参加する場合には、毎年 30 万元を上限に訴訟代理費、コンサルティング費の査定支出総額の 30%を支給します。企業は CNAS（中国合格評定国家認可委員会実験室認可証書）検査プラットフォームの申告認定に合格すれば、1 回に限り 20 万元の補助金が支給されます。

② 河源市水産業園

河源市は「緑水青山こそ金山銀山」という発展理念を実行し、良質な水資源を活用することにより食品・飲料産業を発展させるモデルエリアを目指しています。産業園は、ソフトドリンク、酒類、食品等を中心産業とし、食品飲料安全・産業観光等の関連産業発展も推進しています。

河源市政府の関連優遇政策は以下のとおりです。

進出条件	河源市の水経済産業園（高新区の中心エリア、源城区を含む）に独立法人として進出する以下の水経済産業企業。 1. 固定資産投資金額が 1 億元以上の場合、工業用地の投資金額が 1 ム（約 6.7 アール）あたり 400 万元以上、年間生産販売収入が 400 万元以上、年間納税金額が 30 万元以上に達する。原則として用地容積率 ≥ 1.0 である。 2. 固定資産投資金額が 2,000 万元以上の場合、年間生産販売収入が工場の建築面積 1 平方メートルあたり 5,000 元以上に達する。
優遇政策	1. 土地優遇政策： 土地価格は所在地の基準土地価格法律によって譲渡する場合は、項目総投資金額が 5 億元以上の場合、土地価格を 30% 減額します。

優 遇 政 策	2. 投資優遇政策: ①プロジェクト投資総額が5億円以上の場合は、期限内に実際増加した固定資産投資金額の2%を上限として年度別に奨励金を支給します。 ②大型技術更新プロジェクト(設備更新、新設備購入を含む)を実行し、該当年度に2,000万元以上投資した場合には、実際投資金額の30%以内の奨励金を支給します。 3. 貢献優遇政策: 企業の年間生産量が前年比5,000万円、1億円、2億円以上増加した場合、同社の河源市工業生産総額統計上のそれぞれ0.3%、0.4%と0.5%に相当する金額(最大500万円)を奨励します。 4. ハイエンド人材政策: 企業が人材を採用するため、「人材優先的育成の推進に関する実施意見」により資金支援します。第1類人材には30万円、第2類・第3類人材には150万、80万元以上の経費補助を行います。第5類・第6類人材には10万円の科学研究補助金を与えます。人材安住プロジェクトの修士・博士に対する5万円、8万円の補助金等を実施します。
------------------	---

③ 東莞市道滘鎮^{だおじょう}食品飲料産業クラスター

広州市と深圳市を結ぶ高速道路上に位置する広東省東莞市道滘鎮は昔から有名な「魚米の町」とし、長い食文化の歴史を持っています。道滘鎮の食品は珠江デルタ(広東、香港、マカオ地域)の中でも著名であり、「中国特色食品名鎮」・「美食名鎮」・「食品専門鎮」等の称号を得ています。

道滘鎮は食品産業を特色産業とし、観光文化、流通、都市農業、健康産業等の資源を更に統合し、特色産業クラスターを作り、産業構造の転換を推進しています。

東莞市道滘鎮の優遇政策は以下の通りです。

対 象	1. 道滘鎮に登録された食品製造業の法人企業及び個人企業 2. 道滘鎮に投資建設された食品分野の公共サービスプラットフォーム 3. その他条件に満たす対象
優 遇 政 策	1. 固定資産投資奨励: 投資金額が500万元以上の新規食品・飲料産業プロジェクトに対し、固定資産投資総額の1%の奨励金(累計200万円以下)を支給します。 2. 優良企業の進出奨励: 新進出する市級の倍増試験企業・国家ハイテク企業、または新認定された企業に対して、1回に限りそれぞれ20万円、10万円の奨励金を支給します。 3. 企業の成長発展の奨励: 該当年度に法人化し、あるいは新規登録且つ主要業務収入が1,000万元以上に達した食品製造企業に対して、1回に限り5万円奨励します。主要業務収入が2,000万円を超え、且つ初めて上規納統となった(国家統計局規模統計基準に達すること)食品製造企業に対して、1回に限り10万円の奨励金を支給されます。 4. 資金調達利息補助: 主要業務収入が1,000万元以上の食品工業企業に対して、それぞれプロジェクトごとの借入金の利息(罰則的利息を含まない)と信用保証料の30%、50%に相当する金額(毎年最大で50万、100万円)を補助します。

(2) 食品飲料企業に適用される税金優遇

主な税金優遇(企業所得税)

1	ハイテク企業	「ハイテク企業に向けた企業所得税優遇政策の実施に関する問題の公告」(国家税務総局公告[2017]24号) ハイテク企業は資格期間満了の当年度において、再認定を通過する前に暫定的に 15% の優遇税率に基づき企業所得税の仮納付を行うことができます。当年度の年末までに、ハイテク企業資格を取得できなかった場合、法定税率に基づき税額の追納を行わなければなりません。
2	欠損金繰越年限の延長	「ハイテク企業及び科学技術型中小企業の欠損金繰越年限の延長に関する通知」(財税[2018]76号) 2018年1月1日以降に、ハイテク企業或いは科学技術型中小企業資格を持つ企業は、資格を得た年度から5年前までに発生した繰越損失を次年度以降に最長 10年 まで繰り越すことができます。
3	研究開発費用の割増損金算入	「研究開発費用の割増損金算入政策の一層の整備に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2021]13号) 製造業企業が研究開発活動で実際に発生した研究開発費用は2021年1月1日以降、資産計上せず当期損益とする場合、規定に基づき実際発生額を控除したうえで、さらに実際発生額の 100% を追加で損金算入することができます。また、資産計上する場合は、無形資産原価の 200% を償却することができます。

4	新規購入する設備・器具に係る税引前控除	「科学技術革新支援に向けた税引前控除の拡充に関する公告」(財政部、国家税務総局、科学技術部公告[2022] 28号) ▶ ハイテク企業は2022年10月1日から2022年12月31日までに新たに購入する設備・器具について、当年度の課税所得額の計算時に一括して全額控除することができ、かつ、 100% の加算控除も認められます。 ▶ 現行規定により、2022年第3四半期まで企業は75%、第4四半期は 100% の研究開発費用加算控除を適用できます。
5	新規購入の設備・器具の一括控除	「新規購入設備・器具に関する企業所得税税引前控除の通知」(財政部 国家税務総局公告[2018] 54号) 企業が、2018年1月1日～2023年12月31日の間に新規購入した設備・器具の価値が 500万円を超えない 場合、従来の年度ごとに一定の金額を控除する減価償却ではなく、設備・器具を購入した年度の費用として、一括で当該設備・器具の取得価格を100%控除することが可能です。新規購入した設備・器具の価値が 500万円を超える 場合については、企業所得税に関する税法に基づいて実施します。
6	国外委託に係る研究開発費用の割増控除	「企業の国外委託に係る研究開発費の割増控除の関連措置に関わる通知」(財税[2018] 64号) 海外委託の研究開発活動によって発生した費用は、実際に発生した 80% を委託先の海外委託研究開発費用に計上できます。また、海外委託研究開発費用の国内での適格研究開発費用の 三分の二を超えない部分 については、規定に基づき企業所得税を計算する際に税引前割増損金算入をすることができます。
7	広告宣伝費の税引前控除	「広告費と業務宣伝費の税引前控除に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2020] 43号) 化粧品製造或いは販売、医薬品製造及び飲料製造(酒類製造を除く)企業で発生する広告費と業務宣伝費は、当年度売上(営業)収入の 30% を超えない部分を控除することができます。超過する部分は、将来の納税年度へ控除を繰り越すことを認めます。

主な税金優遇 (増値税)

1	期末増値税控除留保税額還付	「期末増値税控除留保税額還付政策の実施範囲のさらなる拡大に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2022] 14号) 先進製造業に限られていた、増値税控除留保税額の増加分の還付を受けることができる企業の範囲が以下の業種に拡大されています。 1) 製造業 2) 科学研究及び技術サービス業 3) 電力、熱、ガス及び水生産・供給業 4) ソフトウェア及び情報技術サービス業 5) 生態保護及び環境保護業 6) 交通運輸、倉庫保管及び郵政業 主管税務機関に未控除税額増加分の還付及び未控除税額残額の 一括還付 を申請することができます。
---	---------------	---

お見逃しなく!

各食品・飲料産業園により、立地条件だけでなく優遇政策も異なっています。企業が自身の状況や条件、国内子会社の分布や運営状況に応じて、計画と戦略的配置を行うことをおすすめします。

太陽グラントソントンは、グラントソントンのメンバーファームであるグラントソントン中国と連携し、日本企業の中国ビジネス展開を支援しております。

グラントソントン中国はAAAAA級税理士事務所として、お客様に最適な税務管理コンサルティングサービスを提供し、中国国内での投資・経営において、以下のようなサービスを含む総合的な税務ソリューションを提供しております。

- 実現可能な投資持株スキームの提案
- コンプライアンスに則る税務管理
- 税務管理システムの立ち上げ
- 定期税務顧問
- 株式所有スキームやサプライチェーンの設計
- 税務調査対応
- ストックオプション設計や関連税務及びコンサルティング